(FONDEE EN MARS 1888.)

No 63, AOÛT 1893.

(LE BULLETIN PARAIT TOUS LES MOIS,

月 IEI 휧

开觉月八年六廿治明

號三拾六第

明 治 T 一季五月割 刋

ン主ノ不ノ御舎五ヨ又 フ趣版日内料完ケリ本

右七明 廣月 治公中心六日 と 拾本 告致に 廿告 治二十六年七月 **八大般** 大日本監獄協會雜 1休會 大日本監獄協會 協 會

H 本 賣 印印發 發 料告廣 京十市日 行行以 以上 上 東池佐 京 上以回二 並田野

木活宗

所平尚

版

表價定 八四七 ++ 四五五五錢五厘 錢五厘 五付 四 = 錢 錢 錢 全 告八一切

明 治廿 ス同 六年 ヲ集 II) テ義仝仝東仝仝仝東 H 可捐 相金 十東成ハ 日京即總 善會長事 院 望及漩石高木古小河 慈 增澤澤瀨下宇野田

田田

費一吾卿次鼎熙興

告	○射 # #(中) ·	○になる	○寄 書	○鎌 譯 譯 □ ○ 英國倫敦府感化保護協會在文科大學神	○蕭悉器様の効用○看守教智卒業○獨逸您化院紙	○難 ○曲木如長片監獄巡游所感····································		○詩 「大日本監獄協會護請會に於ける法學士婦護士」	〇の監獄作業論(承前)	大日本監獄協會雜
	が めや 主 人―― 二九	付ての疑問○控訴上告の取消を貸	久 野 生 譯…二二	谷四郎 譯…二〇	况		本の制語・対角	衆議院議員元田柴井の	1 田 氏 幹六 前)	誌第六十三號目次
第二 文字 可以 计 八角 繁殖	良論以下四書、賢切 東國 東國 東國 東 東 東 東 東 東 東 東 明 東 明 東 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明	萬國	事華氏監獄論 全 意	●佛國監獄改良	シモノナリ	本書、佛朝西監獄改良ニはラ水本書、佛朝西監獄改良ニはラ水	斌事家ノ座右	流 活 事 連	はラはリンシ	では、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、
篇 油 池	一全 宣冊	全 壹	壹冊	論	1	が論	ニ得意	四第四第	- 名	非辭 合

大口 本監獄 協會雜読第六 + 三號 **沃**縣 明治廿六年

月

载

官

リ六月ニ亜ルノ監隸事項ハ左ノ如シ 〇監隸事項 北海道集治監棒戶本監コ 於ケル本年一月ヨ

政党セラレ有期徒刑囚三人假出

> 人ナ

運利囚二人逃走セシカ内一人七日ヲ經テ

国人死亡及患者 囚人选走 外役指込所ョッ無期待

〇大坂府ニ於ケル本年一月ョリ六月ニ 至ル半年間監獄ノ

景况昨年上半年期トノ比較たノ如シ 囚人入監敷比較

(△甲へ減)

健康チ害スル耶の公益ニ朝スル耶 101 廿六年上中期間入 る景! =

枝阜縣監獄審記に	前期ニ比シ増減 △	二十五年上半期 男二十五年上半期 男	前期二比シ增減	前年二比少增減前年二比少增減	二十五年上半期間下付 食表下付	新 割 則 塗 犯 別 塗 犯	・ 風俗き客スル罪 官 東 被 引 非
を合せらる 宮城縣属 発言城縣属 発	○人 刑事被告人	~1三 女二 計	五人二四九十七二二六十二二十十二二十十二十二十十二十二十十二二十十二二十十二二十十二二十十	表情者 - 一箇 - 二箇 - 二箇 - 二箇 - 1	者 日本	五四三七	を を を を を を を を を を を を を を
監練署經確	別房僧最人、乳兒人	11三 前期1比>場、二	一一 獨 一一 1 1 旅	△三二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	前年二比シ減三二	七四五二五五五八五二	
	△ 七九計 九六五	程》	△二九 一九八 九二一 九二一	△六七 三八一計 一三四	Projection (Control of Control of		· 10克

を命せらる

谷

八島平総

阪

所奈川縣看守長に任せられ九級俸給與、

神奈川縣警部

後

文

哉君

監獄署警守課員

岐阜縣教誨師を命せらる

依願、教誨師を発せらる

岐阜縣教誨師

大

原

山

战君

岐阜縣属に任せかれ九級俸給奥、

內務部第二課農商務掛

战阜縣監獄書記

鈴

木

吉

造君

を命せらる

復職を命せられ十級俸給與、監獄署作業課員を命せらる

神奈川縣監獄書記

主

非職神奈川縣監獄書記

H

で命せらる

神奈川縣看守長に任せられ十級俸給與

神奈川縣看守 神奈川縣看守

H

光盛君

せらる

二盆送十點香

說

一献署成務課長を命せられ、

歲入歲出外現金

Ξ

歌山縣に於て採用に付出向を命せする

監獄作業論 (系前)

字國「博士クローネ氏」連

計画加維針太郎意譯

の授典する以前

性と、 ても監獄 を選擇するの自由を有せしむ、但し此の終りの場合に於 條乃至第十七條參照)、禁錮囚に作業を授くるには、 監獄署をして完全なる自由を有せしめ、獨逸刑法第十五 囚徒に作業を授典するには、 而して拘留囚及城塞刑囚に至ては、 をして囚徒の能力及情狀を考量するの義務を有せしめ 作業の需用とを登覈せるるへからす に適當なりさる作業を選用するあとを得さるや の規定に由れは、徒刑囚に作業を授くるには 法律上の規定と、囚徒の特 囚徒自身をして作業

(二)囚徒 錠前工、 なれば調画の調製に後本せしむるい知し、一者も囚徒か必承後の复樂師なれば樂譜の筆寫に、建築師、工藝師、古藝の必要あるへじ、例へは、のみをなりをす。与さる作業に執いしむるの必要あるへじ、例へは、のみをなりをす。但し時堂に依れば因後の替性を含みて特に戦内に、のよをなりをする。但し時堂に依れば因後の替性を含みて特に戦内に 作業を抜くつきるのにして、即ち木匠は木工、錠前師は 作業を以てするか如きは其愚も亦木たしと云ふへし、さ るものなり 観察せさるへからす は囚徒者し献内に採用せる作業に通暁するるのならは 他に止むを得さる理由の存せさる以上は、宜く之に其 りどす、行るる作業に執いしむるの必要あるへし、例へは音動師は報工と、各其業に就かしむるは最も緊要 囚徒に授くるに經濟上毫も價直収益なるの 盖し犯罪と鄭貧とは密着の關係わ 謂ふときは、 作業は各種の點より 計の本となるや 少の収益あるへし、是れ些事なるか如しど に迫るるのに比して果して如何、

るに囚徒か縁内に於て習得せる作業は果して放免後其生

何を云ふに、古

業に轉するの優

しの不

せずんはあるつからなるなり、

然りと唯

も退て之を考

華とも深

得居るものは自家の権者(は 衣服の 査を節し得るの

靴の製造者くは載

の場め能力を以て是等の業を行は、気

(=)

の際萠若くは鐘を製作せは、無為に時日を消費して窮困 は多額の給料を得へるに容易なり、勢働にして冬期休業 法を修めしむるも可なり、誰し斯る作業は普通勞働者神 智はしむるも可なり、簡易なる裁縫、靴、籠、 自己の生計に利用して は宜く其耳目手腕の動作を歓話練磨し、他日放発の後は 工心、襲裝師以前 さるつからす、例では大工桶工は木工に、錠前師は たる作業監 す。即ち留 り、若し囚徒普通の勞局者な少は、之に附與すっき作業 るのみならす、同は盆々其業を鍛錬することを得つきな 一を奥ふるあと多く、生計を費くるあと大なるものなれ 此の如くんは囚徒の其既に強へ得し 今夫れ馬丁たる者馬取馬具の修理方を心得居り 悪に之れなさときは、 なる木工に從事して以て鋸及鰤の使用法を 工に、製植師は裁録工に従事せしひるか へきものを探はすんはあるへか 之に類似の作業を授け 職業を忘れさ 藤等の製作

なる作業 愚鈍鈍を考察せさる てとを得へし、 生計を考 3 むるも常に困難 ては最も然りとす、 して壯快ならしむ 策なり、 るの手工即ち木工 おとに注意す も又囚徒 の筆寫者くは観 育わる囚徒には別に障礙なき以上は相當の業を附與 3 が具の製 利砂しとせは を得は、容易に裁縫店に雇 るに幾多の困難 重輕罪を犯し、 に出る 囚徒に作業を授くるには多少の困難あるを免れす 2 を授けて以て心身の勢後を避けしめ、 造方を知らは、 0 盖し斯る役業は身体をして健全ならしめ精神を は人情 し他に整能なからんか 相當の手工を習はしめさるへからす、 へきるのにして、 に遭 に思考力及了 譯の如きものとそ最も適當ならめ然れと の常なれば ~ を発れさる 出獄後保護會社に依頼して其職 技藝師等にして財産者くは風俗に関す -計るに、其身体を勢も、心神を爽にす 遇するは往々開見する所なり < る心得居らは、 へは手代 又 半教育ある者に在ても からす 業を附 容易に家具貼賣店の番頭となる 殊に長期の刑に服する者にあり 彫刻等に從事せしむるも亦 なり 解力を費すの作業を授け 奥するに能く囚徒精神の智 にして同時に へし、例へは官吏、役員、手 殊に文學的の業即ち書籍 らるへく 又教育者くは半教育あ 其地位を得るに於て 放発後營生の途を求 なる者には簡易 裁縫師たるあ 其將來の 概業を求 半教 然る する 7

> さるな せは 器の扇弱なる者をして塵埃を發生する作業を執らしめ 体質及体力をも大に斟酌するを要す、 以て其心神能力を衝揮せしむることを動む 厚くして常に力役に夢 部に故障ある者をして常に租身せ すべき所なり かじめ、路下の静脈瘤に罹りたる者をして は、必らす妨害せらるしに至るへきなり、 前修め得たる手工までも併せて之を忘失するにあらさ 工たらしむへからず、 しとするものなれば、 、囚徒は放死後容易ならさる影響を蒙り、 若し夫れ是等の點を くるや、深く衛生を奪みさるへからす 得さる作業を行はしむるか如きは、 へ得たる作業は重も其用をなさくるのみなり 一緒し居るものなれは さとして鍛冶工たらしひ 巻煙草製造人は柔軟なる手 願みることなく、 さるを得さる へは石工は手 衛生上最も 漫に之を使役 総日 之をして 七义囚徒 彼の呼 献中に於 作業 行立 へか 皮

効果及放免後の運命に及ばす害毒は決し 十分観察するあとなからんか 以上説述する所の諸點は、囚徒に作業を 須臾も終くつからはるの要件なり なする 作業を んは因能の 構定するには、囚徒の特性を 刑罰 、岩し囚徒の特性 執行 て鮮少なかさ か囚徒在監中 附與する 0 8

決して度外離するがあるるなり、 せるるべか (三)前陳の如く でも、文作業の需用殊に収益の如何は 是故に世 総令囚人の為め

なら作業は決して用ゆへからす、 なれはどて、非常に材料を損傷するのみにして毫も収益 囚徒に為さしめさるか如きも甚れ不可なり、要するに囚 得せしめさるへからさるなり 徒をして娑婆に在るも或は知り 得さり 又至急を要する作業を し事まても之を知

作業の分量

ものは 之を定めすんはあるへからす 行ふへき作業の定量は、 依りて定量 强制手段に依りて之を強行 を爲そあとを得さかしひるものにわらす すさる者は此限に在かさるや勿論なり、 **益し名回**年 するを適當とす、 は多くも民間勞働者の平均勞働時間 を要せるる作業に付ては之を定むるに及はす、 强制的役 大なる影響 質に関く 準せさるへからす の定量文は必らす働かしめ 一とに依り、所謂 **さ雖も實際は狭して行はるへからざる所作業定量を融くへしさの散は理論上正常** 、囚徒をして作業に從事 囚徒をして規定の就業時間内に於て餘分の作業 業に服すべき へからさる所なり、 を及ばするのなり、 一外の作業を含すあとを奬勵するは刑罰執行上 又作業の分量も民間職工の平均量數に 、但し初歩の者若くは身体精神完全な 業定量 囚徒に在 能く事態情歌の如何を考察し を定むると要すと雖も、 するのみなかす、 るの快樂を古 而して一日制規の時期内 ては、 若し其の量多さに過きん 須要なるときは嚴正なる ななりる 即ち十時間 も作業定量なる 囚徒をして制 0 佛は賞與に 勞働時間 U 以内と

> 初月及第二月は別に作業の分量を定处す、 寔に必要なるものなれば、 此定量なるものは强制的作業を嚴正適實に施行するには 其漸く第七月に至り始めて全量を科するか如し、意ふに 月は定量の半、第五月及第六月は定量の四分の三となし、 らす、例へは六ヶ月間の見替期限を要するものなれば 歩を計りて作業の分量を通増するの方法を取らさるへ 見習時限を要すへし、又見智期限中に於ても、 而して未た食で心得るる作業に從事する者は、豫め一定 若し其量響きに失せんか、囚徒をして傾情ならしむへ めすんはあるへからさるなり からさるものとして、定量の作業に服せしむることを努 十分なるへきも、精趣なる手工に至りては六ヶ月以内の の差異なくんはあらす、例へは縄綱の製造は一ヶ月にて の見智期限を設け、 、其能力及勞力を酒養せしむるに於て最も 且つ其期限は作業の種類に依り長短 少くも刑の初期にある囚人に 第三月及第四 順次の進

作業の種類に依れは、 意せすんはあるへかをす、若し止むを得さる原因より わる作業に 之をして憔情若しは不正の行為わらしめさるやう注 其作業を怠慢しかるものあるときは、 此場合に於ては、 拠ふるに若かさるなり 東員囚徒の作業を厳密誠實に監 分量を定ひることを得さるものわ 事日之を定番

以て道 **叉強制的作業なき囚徒と** しめさる も、其作業に個便せしむるを ^ からす 若 し夫れ

(A)

へは 大きを自動せしむるの方法に出るを可とするなり 内に於て其憂苦を慰むる所の想恵を創奪し、(例へは讀書 に指らす作業に從事する法とを怠るものは、裁則の範圍 に指らす作業に從事する法とを怠るものは、裁則の範圍

「別見の身境」

●関徹すべき乎(承前)の本旨を

り益々彼等を黄地に陷からむるなり益々父母なるもの なり此等の施給物たるや益々彼等の自助心を威威をるな 心を閉長せらめ盆々社會に害毒を流布するの媒介たれば ならず往々反對の結果を生し彼等犯罪人、乞食者の懶惰 あり何をや此等協會又は會社は啻に其効を奏せざるのみ 優遇せよと」而して其實績を顧れば大に意に滿たざる者 憐のものにあるすや宜しく彼等を救ふ為め財物を施捨せ 上食物を惠典せる衣服を恤給せよ彼等を昵近せよ彼等を 犯罪人、乞食者、懶惰少年の百万又は千万を見よ真に可 其目的や盛に常に宜言すりく『嗟呼我等耶蘇教徒』此等 乞食者等の自助心を亡失せしめ慈惰心を増長せしむるの 新紐、等の都府に於る協會及ひ會社の如き其精神や慈に 傾きを生し吐食に害毒と流すとなきにあらず彼の龍動、 上述の如く犯罪人、乞食者、等の取扱方にして不適當な るに於ては質に其効を奏せざるのみなりず反て犯罪人で 氏 幹

> 東任を構くれるなり。 ・一次のでは、 ・一のでは、 ・一のでは、

本は質に機動に勝つさるなく英國に於ても此等厄分少年 で一千八百八十七年には一万八千人となり一少年に付一週間二 の割合には著して此等厄介少年の数の増加せしおきを証 の割合には著して此等厄介少年の数の増加せしおきを証 の割合には著して此等厄介少年の数の増加せしおきを証 の判合には著して此等厄介少年の数の増加せしおきを証 の判合には著して此等厄介少年の数の増加せしおきを証 の増加が不正なる慈善の結果又は其父母たるものと自然 の増加が不正なる慈善の結果又は其父母たるものと自然 の増加が不正なる慈善の結果又は其父母たるものと自然 の増加が不正なる慈善の結果又は其父母たるものと自然 の増加が不正なる慈善の結果又は其父母たるものと自然 の増加が不正なる慈善の結果又は其父母たるものと自然 の増加が不正なる慈善の結果又は其父母たるものと思

加にあらずや33~~33~八人となれら豊に亦真天の増か二千八百六十一年には四百八十八次の地の一千八百八十八百八十八年には四百八十八次の地に一千八百八

カルララルニャ洲に於ては今に至る近犯罪人、貧民、等の を増加する媒介所たるなり其故にやミテガン州に於てよ 乞食の父母及ひ親戚の負擔する所たるなり而して此等賞 を食のみれても千人に付 の経濟的且奏効的の方策を排撃する風智あるとを愉歎せ る事質を穿ち得たるものと謂ふを行べし氏は又大に 昔亡英國政府の歴制の下に在るよりは今ま一層此等貧民 社會は更に其面目を一新するなりん現に新紙府の如きは して此等犯罪的貧民の為めに煩はされずんば我政治及ひ 装飾品たる貧民救済費の重荷の下に呻吟せり若し及衆に 一千八百八十七年に於て一書を著はし痛く公立の小見恤 に於る少年保護協會の會長エド は更に大に失策をなせしあと是れなりカリフラルニヤ州 新共和國なる北米合衆國は此等社會問題の實験に依りて 現にカ 階級が始終賢明なる少數の人民の講究せる彼等取扱方 衝費の重荷の下に肺吟するにあらすやと異に氏の言た カルララルニャ州を於ては人自の割合を以て論する ルフラルニヤ洲 して云へらく我大陸大都府の過年は政治の 映すべきは歐州大陸に比し亞米利加 多數は益々此等犯罪人、 に於て公費を以て恤 唯六百人の費用文あそ彼等小見 モンドンチ、ヴー 救する小兒 v ハ氏は

上述ユー州に放ける厄介者多少の差異の原因を釋ねるにに続ては犯罪の數鑑かに趙通せかと云ふり、ファットニャ州例を示し從てミチズツ州に於てよりもカリップルニャ州も光等系数の厄介者だる少年乞食のみにても十二倍の比

和書良なるものにあらずや。

(未完)

講

のうかなすると動物が

〇大日本監獄協會講話會に於ける法學士辯護士衆議院議員元

青面明寺時線が姿を變じて諸國を廻りました時奥州の#

(4)

ない 出迎ひ は郵便で報知してあ 9 つたさうでおさります るあとが となりまし 7 12 0 様に表面を取繕ふて を奏するとは難 どう云ふあ 巡視として廻はること抔も成規上如何にも立派に に出て如何にる ~ て之を することが る寺 4 りせす するのでも何でもなく緊螂或は其他の人の 12 一でになると云ムので巡視されても差支へ p' 又其に巡視して廻りました所が今日は とをした 政府のお役人が民情視察と云て地方に ~ を求め 8 を貸さなかった いととでわらうと思ひます 仰々しく立派ではある 其時には豫め電報を打つとか 出來るでわらうと思ひます。 、是れは以前のあとであります 報告するに過ぎのど云ふあとで ら其地に着する したと云ふことがおさります ら宜いかと云ふに私杯が即座 くと云ふととでは恐くは巡規 た所 な姿であ #is つたならば随分散 の者 其處で其寺 際には官吏がれ た ~ A 實際 5 又 P

甚だ失職でおさります るおとは出來 なりて * は法律は如何にも改良致して當局者 も其邊の所に人を得なけれ 出來るあせではありませぬが兎に角私の信す なる典献諸公の前で新かるおとを申すのは ねと云ふととを弦に一言 ば法律 0 した 如きあと 0 も十分御注意 v 質効を奏す D ð

ります、私も之に賛成でありましたが強に なられてそでわかふと思ふ、中には反對の ば改良を鑑けるおどになるかと云へば今日の儘では私は うである、 にはどうした子宜いかと云ふとは今日は未だ承はられや とは業に既にれ分りのとでおざりませうが之を質行する 君は斯うしたを良くなる、 役に立たな 談になって居るあそでおざりますが唯々相談ば 改良をする際に付きましては内務省で諸公を呼ん のれ方は十分心得になつて居るでありませう、 ませらし岸君其他のれ方を述べられたことであり ましては是れから外國の先生も述べらるト 战述 多くの人に向つていわります に向て希望を述 わかうを思ひます、 に属して何に して實効を斯すると云ふ の中であります。 と云ふのではない形ての事柄が法 存じませのが其邊には頓着わりませい概念に政府から べましておざりまするが何は是れ 「國庫支辨に付ての問題を 田しだけれども又否決になった、 監獄百般の改良を施すに付きましてどうす 、分房制を設くること其他百般のことは もならね文明國の飾 へる積 法律々々と云ふ世 で之が實効の 0 である 働きの難 b くしたら良くなると云ふと 議會に出提しましたであ り物になつて仕舞 監獄改良の 監獄協會の人ではな 點に付きまして私の 0 から監 々と云ふ今日の世 否決になった、 れ方もある なると法律と とておさ 事柄に付き で餌 りでは ぶんで 0

必要の能 支辨の 辨にす 國法に達 のあせでわかうと思ふ、 過ぎない相談であ を取らなければなら らうと云ふおどは今日の儘でなくして監獄費を國庫の なけ 南 ~ 負擔とし ればな ば諸君 た諸先生方 は此事を批難され には之を統 が徃つたり來た 方化托 しなけ ある ると云ふあとが 政府が國庫支排案を出します時にどう云ふ理 から らうと私は信ずるのであ ば宜 ばなら く分つて居 5 to 要あるとは分つて居るが容易に 背する者 かうと思ふ て十 と云ふと三個 しては其常を得な はなら う云ふ 5 hi -かの事 夫れ が今の値ではなかねと云ふてとは異口同 斯 なと云ふ 3 5 * りする者である 制度を設くる たが 頭の先きか ねと云ふあと其二には各 ると云ふ は何であるかと云へば監獄費を國庫 ねと云よの する 之を實行するの方法手段を講じな なけ 所が容易に行はれ ばなか の理由が附 後に此か話を致しますると國庫 仕 1 0 遂げると云ふことが \$2 であるか 0 なる理 K は是れ か足の なら から ります、果してさらであ から か 其三には監禁 問 一する 宜 Va してあつて其一には か國家 先きまで徹底 は所謂座 で 一地方の罪人を他 v 行はれ つて居るの 22 斯う云ふ方法 には國庫支 0 2 が其費用 では した ~ Ŀ を改良す ぬと云ふ 由が 一の談に な L * v 宜 支 7

南 とは明 のあ 出して何卒國庫の負担にして吳れる 承知の通り明治十七年以來各府縣會 支辨として改良しなければなられと云ふとは明かな話で すと云ふるのは唯々人民の休 之に反對する って誠 城地租軽減と云ふ如き地主とか云ふもの 之を希望去て居るかと云ふとさらではない 點は暫く措きまして國家事業として經費は入つても にすべきも 案を提出致 では堪まりぬと云ふこが出て居る をするやらになると云ふことを聞べて見ます 仕継げ ひあ 8 者に 2 U の総 とは 休養になつて是れ に徴收の出來ぬやうな貧民に とは出來ないと云ふ程の問題であるなら 7 かな話であ 然るに願み は必要を云はなければなりね 及はすの なけねばなら 0 改良をする 0 しまして多く論する所は何 つて ではなく必要の事業は人民の負担として必 かと云ふのであります然るに國家事 8 であ 3 て最良方法である て監獄費國庫支排になつて 断乎として行なはなけ 以筈である りますから民力体養 に必要である之がなければ 然るに代議士は勿論其他 5 ととは 養になると云ふことを眼目 、即ち監獄費 のである 4 して やらに地 からして である 3. v 、然るに に限るのとは違 一家を立 の點に 方稅 3 助 ばなかれる 7 現在地價輕 の人民に 人民の 々建議 民の負 と云ふと 議會に此 るに悉く 業を起 付て てい の通 は数 要の で

らも或る議員 でわりますならば願くは此冬は國庫支辨になるやらに是 力休養 ば經費 ではないと思ふ、 仕遂げねばならねのであ 6 負担 るしものではない、 0 私共は昨年は自分の案として議會に提出 になる案であります 至るまで三百万圓を掛け 其常局者 五人や三人の頭で必要として居 あるならば單 のである、今 と云ふとどを調べまするあとは漢として聞くことが であ 3 と云ふのはどう云ふ譯であ 必要である から はるれ の良い の負担を重くする 重くなつて 虚力を 3 が今年の冬ゃ之を提出する考である、 0 17 U 1) な 方法手段になる道理であって且 向て之を訴へ大に天下 宜い らして持出して居るか 仰ぎた い筈であるのに今日まで行 り監獄協會のれ方の頭で信ずるのみでな 日は憲法政治の世の中である此 支辨 5 然るに 力 若し監獄改良のお と云人様なあとではなりねの て持出 v にしなけれ 17 希望を持て居るのである 然うば之が實行にならぬ筈はな 國庫支辦 かと云へばさうではない 顧みて監獄費を國庫支辨にすれ つて負担 てある金を破輕 したとでもあ の負担は重く らうか ばなら の輕重を問ふべきこと 0 にして仕舞はね の興論を喚起するよ ら行はれ と思ふの とに諸君が 0 では决 5 と云ふ御思想 致しましてお ふおどの出來 すると云ふ民 なつても之を Á つ監獄の改 民の方 8 であ 諸君か いして行は 0 で にばなり であ 之を りま 細民 の中 5 2 な

うと思 御熱心になったならば安々と此案は通過する古どでわ 心になつて真に國家の 出來たのであ りましたあとは我々は二十三年以來議會 する結果に至つた りましたが非常なる運動の為めに遂に彼の大法典は延期 主張する者が更黨と云ふ誹りも受けず自由自在 8 0 の大木司法大臣榎本外務 S に付て腕力を恣まし 双方激烈なる運動をしたあどはないと思ふ、 0 らば監獄費の國庫支辨になるあとを信じて疑い の様に演説をして廻はる譯ではありませぬ あります、 は監獄協會を中心をして天下に運 5 獄協會は當局者 此案を通過せしめなけれ つて見ない所 通過しないやらに断行 法典延期問題の如き恐くは黨派問題でな 其選舉區から出て居る議員に此事を說さ 泣て友達の議員に訴 此の如く 或は當局者 私も議會で ります 全力を擧げて之を爭ふたからと云て であります のみ にあ のでわります、 にし ni 9 監獄費に至つても此監獄協會が中 ては行ひ 一二運動したとどもあります 會員ではないを思ふ此監獄協 になるやうに盡力され 大臣に殆んど全力を舉げ へ切に反對の議員を説き又當 たかと云ふと決してさうではな はなかいと云ふおとに に此改良を遂げなければなら 、夫れ故に功を奏するこ 惡 其時の運動の非常であ 5 動をす 力 る知 の運動上に於て 物めまし さらして之 のでも ませい たのであ ない の話であ て此案 断行を 3 の位 時 で

私は ことの出來る出來以は諸君が熱心に力を合せ 分に其法律 何なる講義となし如何ある法律を設けても v どう云ふやう さるとなさられどで之が分 **ロと云ふさとを諸君の前で申すのは甚だ失禮でなざりま** の餘り過劇の に暗 負擔としてやらなければあらぬ之を國庫の負擔 が之を のでありますけ 諸君化向 とでおざります(満場拍手大喝采) v ことでもござります 0 を行ふと云ふことに熱心しなけれ て學術上 にしたら宜からう 言を吐きましたあとは深 に取 ~ れども取調べます追る 調べをさせても宜 0 説むを かる から 百 、所 般の改良をする かと云ふことを申上げ 申上げませれ、 しまし であ v てか おざりませず其 である 當局の人が十 其他 ば役に立た 3. て御盡力な 12 に改良は 12 のこと にする は国 します 12

三郎君の講話 而(承前)

附けて 殆ん 條件付の宣告はコン た者に限 るのである、 必世界の刑法學者と云ふ者が研究に全力を委ねて居 言波す、 をしなければ始 て或る年限中例 先づ之を委し 其事と云ふもの デ 1 め 0 へば五年なぐ五年の 3 犯罪は 3 く申しますと始めて罪を犯 ナ は有名なるリスト氏並に N と云つ て罪人 8 を云 間に、 に條 t

(--)

たなら を付けて 者の間には殆んや異論を唱へる者がなく 附の宣告と云ふ、此條件附の宣告と云ふことに付ては學 度び犯罪を爲した者を刑に處せずして社會に置 夫れる反對を唱へる者があつて假合條件を附した所が を改惡する弊がある、夫れを防ぐには條件附きの宣告を なつた、夫れと云ふものは監獄から出て き約束をした罪までも罰せらるへのである、 なければ始めの き者が再犯でなく初犯であったならば五年の間罪を犯さ すから只今其制度が一般に行はれて居るとは云へない 對説が實際家の間にはあります 完全無缺であるが、之を行ふのは尚は云いと早ふ様な反 者はない 一二の行つて居る國を奉げますれば先 で行 ると云ふあとは如何なる 出來で來る故に監獄は人を改良するものでなくして人 の爲に非常に危險である、故に其事柄は理論に於ては 國は歐羅巴では極く小弱な國ではおさりますけれども 東西の文明の制度を悉く採用して居つて殆んを歐 ば其處為を罰せらるへ るて見るが 0 は白耳 「判の宣告をするのである、 でおざります、 罪は免せらる人 にして居る國である何ん 宜いと云ムので此事に限りず節 併ながら實際家に於ては徃 學者も之に對して否なと云ふ のみならず 、さう云ふ譯でおさいま 其代り若し再び罪を犯し 夫れで 始め グ白耳義 來る者 學者問 先き T 夫れを條件 である くのは 12 71 の興論と 先づ白耳 に採 N ~

(=-)

たもの故確かなことは 間と云ふものは僅か ては只今 に於ては其刑は許すと云ふ法律を制定した、 りと認めた以上は條件を附 と云ふと白耳義よりる推廣めて総ての犯罪に押し當て始 白耳義に於て好結果を奏し 小引 界の刑法學者が 7 辛萬苦して研究した者なるか果して實際に適ふか んと云ふとを報告しました る統計の事實 なすが其會に白耳義政府が報告をした、 法會議と云ム萬國刑法學者から成立て居る團体 て報告したのであるかと云ふと歐羅巴に於ては 年七月 百九十一年四月に於て其結果を報告した、夫れは何に向 るべき者に限て此制度を採用して見た、 と云ふお ~ に其法律を制定した、 0 の犯罪は其大小輕重を問はず裁判官に於て之を是な 春に萬國刑法會議に於て起つた事柄である、 いて之れ 千秋の思ひをして待つて居つたが其報告を聞て世 夫れを 一日に之を採用した即ち六ヶ月以内の刑に處せり 白耳義 とも外の国に卒先して に依て條件附宜告に依て善良なる結果を得 實行中である故に其結果如何は未だ知ら を採用した 大喝采をしたと云ふ是れは千八百九十 の結果は良 一年ばかり と云へは只今佛蘭西の結果は必う 其法律はぞう云ふるとである して五年に再び罪を犯さい たと云ふ年即ち千八百九十 のは佛蘭西である、 かったけれども其實行し の所の結果を見て報告し やつた の考では此事は今迄干 0 其報告は詳細な で千八百八十七 佛蘭西に於 佛蘭西は 夫れ どう 萬國刑 おさり 3 בע n カン

考を持て失れを早いとして居りますだが併し獨逸の監禁 た人が多かつたのである、獨逸の實際家は除程保守的の 数で負けたので實は幼年の犯罪者に付て此の考を持て ò は善良なる制度であらうが知らぬものを行ふには時が早 ざりましたが要するに時が尚は早 的の考を持つて居る人が多いので其間に非常な議論が 際家はかりでおさりますから言は、學者に較よれば保守 其諮問の為に集會した人は裁判官典獄檢事と云ふ樣な質 悉く寄せて夫れに 用するおとを動めまして全國の裁判官と全國の檢事 かね、 彩に採用せんとする國もあり其上に獨逸の學者は之を採 者はおさりませぬ、併し未だ實際には獨逸に行はれ 逸が一番多くて學者の聞には萬口一致 附の制度の良いせ云ふあせを論じた學者の出たあとは獨 居る構造では如何でわるかと云ふことを申上ぐると 之れを實行したのは佛蘭医と白耳義でおさりませが情 世界に於て學問と云ふてとには外に一歩も譲らぬと云て であるかと云ふおとを昔を長くして特て居る有様であ から行ふあとは出來ねと云ふ反對説があつたが遂に其 或は絶對的に之れは外の人民に危險を與ふる制度で 殊に幼年者若くは短期の者に此弊が著るしい に前に云ふが如き弊がないと云ふとは見て居りな が多數で採用せいあどになった、 其通り世界各國に方で既に行つて居る國もあり、 関する諮問會を開いたあせがあった、 v . 成程學者の想像 一人も非議をする 併し一人かの 從て てとを 0

此條件附 隣に往っ であつた其反對に付て矢張り監獄制度の悪るい を採用し國會に提出せしに何ぞ計かん **墺太利政府は非常に新しい主義を採用して世界** な關係である、 のを採用するよりも勝つた好結果を得るであらうと云ふ 行ひ殊に短き刑期者並に幼年の犯罪者を單獨制の監房 通させ切と云ふ歐羅巴各國に行はれ 論する所の條件附宣告の制度其他無罪を言渡す あとで目下 層熱心に之を計つたなら 質際家と めて居り して所謂單 ありと になつて居る 損害賠償をしてやると云ふ學者の唱へて居 行はるい 為さね又裁判組織 て置くあせを一層機密に 7 なけ の制度を今日採用する代りに今の監獄を一層改 8 **塊太利は必うである** 者とを問はず憂ひて居るあとでおざります 改良に付ては なの改良に汲々たる有様である、 裁判官の任能く之を適用せざる以上は其用 8 丁度私の居りました千八 17 なか のであつて其制度に從て裁判治獄が 即ち今日裁判官でも か發達 一人別の部屋 が成成は 改良は左まで必 一日も忽にす して比較的に完全の制になら とは假令實際家と雖も之を認 行ひ 新に條件 かと云ふと墺太利 且つ監獄政の改良も て居る制度 に入れて他 監付 國會では之に反 ~ 百九十 要が 附制度と云ふみ の官吏でも らざるあとは る所 ない假合書 あとが 者に對し の學 夫れ Ł の者と交 年 の學説 も同様 頃に から 加 31

然考の るも其約を果さ四次第である、さう云ふ譯であります ある、 おとに を嚴密に行 である の行政が十分行届かねとそは各國其規を一にして居るの 譯で今 る國もある 採用せず たる所の刑法改正案は脆くも排斥され と云ふ議論が非常に多数であつて大なる希望を以 刑法の中 して居る歐羅巴各國 只令私が日本の 約束をして是非見せて貰う筈であつたが が日本の監獄は實際ド 改良のあせに熱心從事して居る有様である に依て墺太利では刑法改正のあそは暫く措いて今は監 一の監獄署を見たことがない夫れで此會の會員小川君 政の任に當る人が行届かれならば監獄の改良は出來の 随分向ふでは敷める監 中に浮んで居ります 情で日本は必うであるかと云ふ斯う云ふことが自 此の如く して監獄を改良して一人一人を別にする單獨制 に採用して其弊を少なふするとを務め して居ることは各國其規を 巴に於ての監験 つて其弊を救済しやうと云ふことを試みて居 兎に角何れの國を問はす監獄の弊を矯める たあとは申しませぬが先づ比較的に津 佛蘭西白耳義の如きは條件附の制度を の實際か ンな工合になつて居るか の制度は弊害 が誠に面目次第もおざりませ タ推 を見ましたが日本 て居られとか して見れば我が 一にして居る所 たあとであ 未だ今日に至 あ 3 又夫れを さう云ふ 下に於て 知らな 夫 6

で行はれ 研究も試めす必要もないと思ふ、 れの國にも行はれて居つて其結果も良いあとであるから あり全 あった 行はれ らね、 果を來 せざる以上は何に 私も賛成であります に依 はないと考へます 巴でも一二國しか行つて居りぬものを採用して反對の結 で夫れをしなかつたと云ふことを承つて居る、 したことであるが新制度を用ふるあとは早いと云ふあと て居る條件附 いかと云ふことが何となく私の頭に浮んで居る、 して見たら其弊は免れはしまい或は外の國より多くはな をして改惡すると云ム弊は幾分かないよとも無か 方がない 國へ對して誇るべきあとでおさいますが外の國に比較 へます、 1 て居らぬか若し行はれて居るならばドの位の度ま 其外の道と云へば唯單獨制を たすとを危ぶんで此新主義を採用せぬとは極めて ば兩三年前我司法省に於てる此頃歐羅巴に流行 新しいあとであるから研究して見なければなり から て居るかと云ふあとは不案内でありますが只今 所が今の條件附制度抔と云ふあとは随分議論も 者し無かつたならば此上もない結構なことで 獨制の事柄に至つては今日殆んで歐羅巴何 聞けば夫れは試めし中であると云ふあとで 偖て其單獨制は我日本に行はれて居る か の制度を刑法中に採用しやうと云ふとを議 か外の道に依て之を救療しなければな 然し其主義に依つて監獄の 決して今日俄に採用す 一時も早く實行しなけ 厳密に行ふより外に べきもので 弊を救療 聞く所 0

さります(満場拍手大喝米)

さります(満場拍手大喝米)

ないればならねことを私は深く信じて疑ばない所でおり上は少なくも單個制を厳密に實行して従來の弊を改良の採るべきあと、もて兎に角條附件の制度を採用せざるの採るべきあと、もて兎に角條附件の制度を採用せざるとなければならねと深く信じて居ります、之を實行するには金ればならねと深く信じて居ります、之を實行するには金ればならねと深く信じて居ります、之を實行するには金ればなられる深く信じて居ります。

皷

けなれは此度の處は私めに御下渡し下さらは格別入念の 跳へなる嫁入の御調度イヤ嫁入の振り事など皆使か さく知らせ給ふ如く頃日興行非常の繁榮にて殊に此れは の司さにと訴へけり。司さ之を吟味して相當の掟に照さ 見物引きも切らさりしか其山雀共 んどなし給ふ處へ山雀便ひ息せきと馳せ來りて司さに白 に啄み嘴をふるて居たりしを早くも押へて之を山篭使ひ 犯せしかとも巧みに犯跡を 其昔し山雀の藝大い に注意し居るども知らす或日例の山雀他の麻の實をは窃 苦を受けたるあどなし。番人の衆等痛く之を憎み別段 の上手なるあり此は最も狡猾にして毎々興行の規則を ありて特別の御 0 の技藝者、 山雀 犯則と申する瑣細の事柄、 に流行を極めしどき人 成分わらまはしく特に貴下より 蔵ひしかは一度も餌責めなど の中にて ヤの 羽 注文イ 差支への 優れて

れば山雀は益々得意となりしとなんと聞きて日限わるに心惑ひ、やがて共願ひに任せられけ渡鶴御覽に入れ奉るべくと哀訴せり。司さ嫁入の振り事

元延何と云ふか如さ公然遊技指南の招牌を懸け密か 然れども世間是より甚しきものあり余日く然りか 切なるを以て寧ろ其奮激に左袒せさるを得す客曰く然り の嫌なきにありすと雖る余や此類の瞞着手段を惡むあと て狗肉を賣ると禪杖を振つて一盆を打破し瓢 して身を起し猛然として大喝すらく を寄せたり店婢其一盆を捧く僧之をれ に進めり時に行脚の禪僧あり弊衣甚た見惡し其昔彌次郎 なきを知る然れとも亦た難助の憾なきにわらす途に店頭 物安倍川餅と呼び各々競ふて客を引く、 壯時獨り東海道安倍川宿を過りしあとあり 日く今此饗を受くるに方り偶~一談柄を思ひ起せり我れ 一老客あり罕に余を訪へり余か安倍川を載して饗せり客 れとも世間仍は是より甚しきものわり余日く然り 如き名は夫れ藝妓なれども其實甚句の りと余襟を正ふして曰く禪僧の奉措 恬然藝妓と稱す登風教の大罪人ならすや客曰く か失敗を取りし名物の招牌を流断しず 策堂居士投す 咄何者を羊頭を懸け 一瞥も忽ち艶然と 軒を連ねて名 7 床机に腰 として かの清 然り に弟

まんや慷慨之を久ふして去れり なくして其價を罔するものを日を同ふして論す なり なく藝もあることなく一も得たる業なくして而して傲然 のわるを知らすや余日く其是れより甚しきものとは何と **欺詐固より悪むへし然れどる猶は拘肉わりかの** 熟達を認めて後に延の一字を許すかの無磁無業の節抑を す豊咄々怪事ならすや區々たる清元節の師務は其技祗の 業を授くと稱するものわり夫れ師は業を授くるものの稱 や客間然として歎して曰く居れ我れ汝に語らん玆に技 何物に由りてか此稱を や客日く然り然れとも世間更らに是れより甚たしきも 若し禪僧のあるあらは禪杖の燭るい 然るに授らへきの業なく技なく 得る嗚呼羊頭を懸けて拘肉を費る 面して業を授くと稱 所傷痍なくして止 一片の肉

雜

録

●曲木如長君監獄巡遊

を聴き得たれば左に掲く。 質況を視察して歸京せられたり同氏の所威に付き其大略 質別を視察して歸京せられたり同氏の所威に付き其大略

歴せし地方は廣島、愛媛、香川、岡山、兵庫、大阪、京各地共に罪囚の夥多なるは今日の通忠なり。余が今回經

ı

(主一)

ても ものは詐欺取財等の如き財産に對する罪にして改過遷 恐れある所謂質の悪き囚人に付ては懲戒の効を奏する めて 互に知り合ひとなりて出獄の後 悪智の交換を 定なるに拘はかす 禁するを以て 我國の監獄は所謂雑居制に 惡くなりて出獄の後却つて 云ふへき有様にして一と度監獄に入るものは以前よりも 向あり而して今日の 三分の二以上に至るも 0 巡覧し傍ら威化保護事 改良上必要なりと信す、再犯人の多きは何れ が實見したる所にては分房監は罪惡を傳播 るは発る 1 本監獄を囚人の敷、千以上に達せさるはなく、 殊に我邦の如き窃盗は囚人 然らざるはな 名古屋等に 甚だ尠なく其四犯五犯六犯等の者は珍しか L 少に 其中再犯は初犯 既决未决を合して四千以上(大阪の如き)に至る者 經費の許すに從い將來分房監を墳築するは監 して試験的に之を使用するに過ぎず然れ からさるなり適々分房監なるものあるも 罪質、 防ぐに足らさるのみなりす囚人獄中に 大規則異の て到る所 犯數、 監獄は惡事傳習所 其防涡策を講するに汲々たりと のありて、將來益々増加するの 業の よりも多く 未だ充分に行はれざるあれ 年齡等に依 して多數の囚人 一層悪事を 一班をも、 献木署は勿論、 の大部分を占め之に次 して其割合一倍若くは て再 視奈したるが何れ つて別異そるの規 罪人養成所とも U せしむ 罪を犯 至る。 一監房に拘 支署までも の國に於 らず 8 8 す 7 現今 0

治策の 是等刑餘の者に對しては須らく 困の餘り再ひ不良の事を行ひ法網に罹る者 ち監獄 感化保護院の、 民たらしめん 當の職業 するが爲めに其敷治策を講せさるへ 中には監視進犯の如きる して社會の害惡を除き國家及 再犯を防遏 十犯十一犯甚しきは までに達 より出る者にして引取 一として出獄人保護の益 * して罪囚を減少するは實に我國目下 するは質に驚くべき事質なりとす ことを 設けあり 特に 十七八犯せてに至る者あり、 め 像罪あれども窃盗罪の七八犯、 末だ其事 30 べからず の者 び地方經濟上の負擔を 々必要なるを感じたり 一の保護會 の保護會社を設立し相 業の充分發達するに至 からず 忽ち活路に迷ひ窮 京都及大阪には 0 少なからぞ、 余は之か の急 尤も

六月に至る五年間入院者七十四名の中正當に退院したる もの三十名にして、 考の爲めに一言すべし明治二十二年二月より仝二十六年 序に京都威化保護院を一覧して其成績を 商業に從事したる者三名職業に從車 聞き得たれば多

は及ぶ丈け徹力を竭さんとする考なり

事業に付ては特に當局者及以有志者の奘勵賛助を待つ

せんことを切望するものなり。余も亦此事業に付

聞かざるは質に遺憾に堪へざる所なり。 數亦少なからざる東京に於て未だ保護會

余は出縁

人保

社の設立ある

し四人

0

はさ

るなり。

我帝國の首府にして入口百萬以上を有

社會の為めに公益を與よるは信じて

ずと難る、

云人、 又大阪天王寺内にある威化保護院は現今住職森祐順氏の に熱心なるは感するに餘りあり の中再び罪を犯して監獄に入りたる者十二名に したる者二名、 うか維持する所に係り、 でして何れる改悛の狀を表せり。 も正業に就き良民となれ まで同氏の薫陶に依 以て比較上其好結果を得たるを知り得へきなり。 雇 人となりたる者七名、 9 真心改悟せし者若干名ありて何 極めて微々たるにも拘はらす是 りを同氏の此慈善的公益事業 而して退院者六十五名 其他は農業に從 過ぎずと

等缺く 今日之を知るに由なしと雖も其事を當てにして改築修繕 七監獄費の國庫支辦となると否とは政治上の問題に属し と物に信するより之に闘する支出を欲せざる者あるが如 り又地方官の如きも 等の必要を認め 者に向て 上監督権を有するを以て 余が今回巡視せし二三の地方に於ては當局者は勿論 議會 かず就中地 さるな 國の監獄は地 へからざるの費用を支出せさらんとするは慨嘆に の常置委員に對しても愚見を述ぶる所ありしが 注意を なが ては監獄費は早晩國庫支辨となる ふる者ありと雖も監獄改良の主眼たる ・小其經費の支出を可决 熱心に之を主張せざる者なきに 支辨 或は監獄經濟の事 に論及する者鮮 に係 9, 從て議會は なく に就て 4 ざる 監練改 は當局 80 L

> ち是等の獄吏は在監人を日常直接し其戒籠に任するを以 を待たす 如きおどあれば勧務の整理を期するも得へからさるは て、其人を得るとと治獄上極めて切要なり、 し然れとも看守押 典献と雖も看守以下の吏員職務を怠り不正の所爲ある 丁の内には間々弊害わるを免かれ 如何なる良 *

者に せざらんおとに勉めざるべからすと信ず 犯狀輕きものは成るへく説諭等に止め監獄の 盗、 合に多きを見る其習慣犯等にあらさるものにして極め るを得す の範圍内に於て嚴重に處断せかれんと亦當局者に望まさ 罪は成るへく之を舉けさるの主義を執られんことを當局 余は犯罪減少の一方法として社會に實害少なき輕微の 望まさるを得す之に反し實害多き犯罪 賍物に關する犯罪就中共再犯以上の者に付ては刑 赌博犯、 監視違犯 の如き地方に依 4 囚人を増加 其囚人制 へは軽窃

等に罹る者多さ、爲めに監獄中之を廢するの方針を執 囚人作業の事に付ては懲戒に適するものを選ばざる ものわりと雌も實際之を用ふるもの多きに居るか 上害めるを聞く而して之に從事する者は眼病其他呼吸病 成るへく之を課 べきものを授くるは極めて必要にして不生産的の作業は ざるは勿論なるも成るべく出縁の後自活の は一切之を課 すへからす例 せざるあとと為す へは **藁工の如き至る所健康** へし又衛生に害わるも 道を得せ 3

(t-)

に於

典獄は職務に勵精し獄事改良に熱心なる者名

す病監なき所にては一日も速に其築設を闘ること肝要な の患者中制合に死亡者多し衛生の事は質に忽にすへから に依り罹病者の數勘なからす肺病、消化器病、營養病等 を入れたるものを見たり刑事被告人の如きも亦然り地方 さるか爲め又則固の不完全なるか爲めに間然すへきもあ 監獄衛生に付ては低して監房清潔なるも其構造宜さを得 就中病監の設けなさことろに於ては普通の監房に病囚

良を要する所なり して甚だ劣り不完全のものわるを見たり、是等は最も改 は或る地方に於て拘置監の囚人監よりも建築構造練惡に ものなれば相當の取扱を爲すを適當なりと云ふのみ、余 告人を優待すべしと云ふにありす其罪の末た定まらさる 人と異ならさるの所遇を爲す者あるか如し、余は刑事被 るは當然にして監獄則に於ても區別を爲せるも、實際囚 刑事被告人と囚 人との取扱に付ては其間に寬嚴の差等あ

四年在監人の總數は七万三千五百九十四人なり(二十五 幼年囚中にも隨分多く且つ丁年囚よりも却つて盗術に長 要するに我國繍囚の數は年々増加するの傾きわりて二十 なるを信す じたる者あり、 幼年因改良の方法を講ずるは治獄上緊要

年内務省出版國勢一班に據る)其一人一日の費用を二十 實際好結果を得るあと少なし窃盗犯の如き十六歳未滿の 幼年囚及び懲治人の教誨威化のことは極めて必要なるも

急務中の急務なるを信ず云々 良を聞り從つて罪囚を減少するの策を講するは實に今日 費し、而かも人民の負擔を重からしむるを以て獄事の改 巨額となるべし監獄の為めに年々此の如き耳多の金額を 銭と假定すれば一ヶ年五百二十九万八千七百六十八圓の

○島地の監獄

監獄則に於ても認められるるあとならんと信するなり 規定を明示せられんととを切望し蓋し右等の如き有様は せられすと聞く左れば島地の監獄に付ては特に完全なる 奥かり知らざるなり又沖縄縣下八重山島には監獄則施行 原島監獄の如きは東京府知事之れを管理し警視廳典獄は 如く殆んを一種別物の観なきにわらさるが如し現に小笠 島地の監獄は實際監獄掌理者たる典獄の管轄外にある

通

信

○薫蒸器械の効用

を以て一般に消毒法を暴行せし所其温度百度以上に蒸沸 し鉄製薫蒸器を製造せしめ、代價金百貳拾五圓五拾 に消毒法を實行せんとて仙臺市鉄工村井重春なる者に合 適應の薫蒸器を設備し在監人の被服臥具等を らさりしる本年四月に沙りて仍は撲滅の効を奏せす此際 宮城縣監獄署に於ては客年十一月中臈窒扶斯病流行し之 に感染したる囚人殆んと一百名に近く發病以來豫防を怠 薫然し一般

宮城縣に於ては左の看守教習所授 福岡縣に於ては第二期看守教習所授業生六名へ去る八月 み居りし監房内半風子も全く騙除するに至れり(右宮城 十一日證書を授與せられたり內森田岩次郎君には特に優 四日卒業證書を授與せられたり 縣監獄署報す し能く共消毒の目的を達したるのみならす從來撲滅に苦 六日卒業證書を授典せられたり 等證を付典せらる 福井縣に於ては看守教習所授業生左記五名へ去る七月三 森田岩次郎君 尾越滿五郎君 ○看守教習卒業 **雨川奥太郎君** 本間 主名君 業生諸君に去る七月廿 齋藤三千三君 喜之君

池田 和波 (以上第一回教習生)佐々木豐吉君 (以上第四回傳習 槌家 井上音五郎君 (以上第二回傳習生)竹內 三川孝則君 泉川房太郎君(以上第二回教習生) (以上第三回位 (以上第四回教習生)小极馬太郎君 阿合新太郎君 藤岡文之助君 小比賀義八君(以上第三回教習生) 善三郎君 兵一君 饒種君 信藏君 曾生)香川重正君 佐藤勝三郎君 **憋化院概况** 岩瀬嘉太郎君 吉田 生)野澤 寛君 右河 末澤 百々 高島 深見一元君 杉木藤三郎君 直光君(以上第五回数習生 蕃太君 光輝君 義修君 煉太君 春次君 筱君 武下 村川 原田千 吉田 党井平太郎君 野島 三野彌三郎君 小川貞次郎君 北岡莊一郎君 猪山梅太郎君 中村清次郎君 異鍋茂太郎君 嘉敬君 島二君 九一君 仙藏君 問職君 太郎君

はイハン河邊に設けあり九十名の男女を威化し宗教組織 *ルラ威化院はフッンブルヒ府に設く男女を家族法を以 を以て管理するものなり〇シンメルネ威化院は て威化す本院は最も有名のものなり〇ホーハルト磁化院

香川縣看守教習所に於て去る明治二十四年七月以來看守

業し卒業證書を授興せられたる諸君は

本川 菅野

龜松君 直吉君

內海

管野英之助君 · 榮君

市田

德榮君

中村

啓助君

長谷金太郎君 佐藤巳之治君

左の如し

智科程を卒

笠原

正進君

弘道君

倉知

小木原三之助

君(以上第

一回傳習生)池田

(h-)

石川平次郎君

相馬 吉原

雲平君

鍊造君

森田

嘉文君 照治君 岩灰君

二十年末滿の者に農業及工業を授く該院の管理を三種に 區別す一級は重罪少年の禁獄所となし二級は不良少年 を以て農業と工業とを授くるも け宗教法と家族法とを以て管理す○サラキスポイグスペサッキゲウリランペン。威化院は農業と工業とを少女に授 すつエゥ ルヒ感化院も亦た十年より十八年迄の少女を入れ家族法 者を入れ専り農業を授け且宗教組織を以て之を管理す〇 輸者には家族を施し其他は宗教組織を以て管理すのサフ 入れしむ〇ベルリン域化院は男九十名を入れ家族法を以 キスグロ 二百五十名を入れしむる是れ亦た宗教組織なり〇ァット 百十名を入れしむるものなり〇ニウルフト威化院は男女 ル威化院は宗教組織を以て男百七十名を入れ て是又宗教組織を以て管理すつコロ 業所となし三級は貧見及輕罪少年の教育所とす 管理す〇サッキスプラウンスドル威化院は少年中の高 百二十名を入れしむ宗教組織管理法なり〇ッウェセ ショーウ ルフ域化院はコロキウ威化院と同一の組織にして少女 ススヘンネルドルフ威化院は十年より二十年の ルバ 威化院は男女八十名を入れ家族法を以て管理 ン威化院は宗教組織を以て男女百二十名を のなり〇ライン威化院は キウ威化院は少女の しむロック

飜

○英國倫敦府感化保護協會示領華・條規

譯者申す本條規の原文は佐野尚君令弟令三氏昨年 出所を一言も併せて同氏の勞を謝す る書類中の一に係る今小生之を譯するに方り原文の 洲に航せられし折り我監験協會の為め蒐集せられた 在文科大學神 谷 四

感化保護協會の目的

る諸場の為めに中央協會たる事 一、威化院、保護會社、投職學 校及ひ他の同性質な

第二、(い)貧困又は放恋なる幼者の救護に備ふる「幼者 (ろ)「婦女教化資金」の方法に依り罪惡に陷い に関する諸塢所の維持費を補助する事 教育資金」の方法に依り本協會に加入したる幼者救護 りたる

第三、本協會の諸役員(第十四、参看)を扶持する為め は陷いらんとする恐れある所の女子を保護する事 12

資金を募る事

第四、以上諸場の教育及ひ智養をして成効わらしむる 且つ殊に宗教を育に注意する事 事

第五、此種の諸事業及以其結果に關する報告等を蒐集且 諸場をして其事業に関する問題に付て一致の働きを為 つ公布し其他諸場間に交通連絡の道を開き以て此種の すに適せしむる車

會員及以會友

第六、本協會の爲めに毎年二十一「シルリン 金するものは食員たるへ し又毎年五つシ " 以上を出 ク以上

を出金するものは會友たるへし

るへし 一時に二十「ボント」以上を寄贈するものは終身會員た

第七、評議員は本協會に加入したる威化院又は保護會社 て組成す の代表者及の本協會の年會に於て選舉されたる會員並 に年會迄の間に執行委員に於て特に増加せし會員を以

議决する為め執行委員より招集さるト日に會合するも第八、評議員は毎年總會の前日及ひ特に緊要なる事件を のとす

第九、評議員六名以上より請求せらるしときは其請求書 を發せしより二十 一日以内に臨時總會を開く ~ L

第十、 所の執行委員に之を一任するものとす 本協會の方向指揮は評議員の年會に於て撰纂する

第十二、 第十一、本協會の總會は毎年四月或は五月 手を舉くると否かさるを以て議案を可否するの意を表 月三十一日までの會計の報告かるものとす 員之を招集す此會に於ては執行委員の報告及以前年三 し共員数を懸撿するとは出席會員十名以上の請求あ 凡て本協會の會議に於ては出席の會員及會友其 に於て執行

特別委員

第十三、執行委員は其権限の一部分を合 ふを要せす 其附託せられたる事項に関しては執行委員の指揮に從 互選したる特別委員に附託するとあるべし特別委員は 員又は常 議員の

第十四、本協會の事業は左の諸種の特別委員之を分擔す 此他評議員乂は執行委員に於て必要と認むるときは新 に或る事項の特別委員を設くるとわるべし

(5)幼者保護委員 見量教育の方法を研究し本協會に 事業を看視す 加入せし満場所の幼者管理人及教賞を掌る役員の

(る)威化院及授職學校委員 る問題を調査す 威化院及授職學校に關す

ü と金寸盛ならんを計画し擦鞋者管理人の事業を看ります。 社委員 此會社が威化保護事業に協力する

(に)出版人保護會社委員 護事業の擴張を圖る 此會社を帮助して出意人保

id 一婦女感化委員・凡べて貧弱、 養敵化に 開する事業を 調査 不良及犯罪婦女の教

(二)慈惠貯金委員 時の災厄に罹りたる者、役員の老衰事に堪いざる る資金を管理す 及役員の寡婦孤兒を扶助する料をして儲蓄し 加入諸場所の役員中病氣、又は不

(-=)

(と)出版委員 出版事務を處辨す 名譽役員 諸報告諸廣 告及 雑誌等す ~ て本協會 0

會員的な

十五 本協會の名譽役員 II 征 年 0 總 會 31 於て之を撰皇

第十六、 職掌をして凡て本協會諸種 本協會 の會長、執行 0 委員長及 委員た るる 行委員副長は 0 とす

次第本協會に入るを得べし る各威化院、 大不烈頭友 職學校及 N 愛蘭 V 土 此種 に在りて政府の 0 諸場は凡 んべて其申込の保証を得た

を承諾す せんとするときは責任ある委員を有 前條の 諸 は責任ある委員を有せるものに限り之場にして政府の保証を得ざるもの入會

0

たるも 検閲するとあるべし のは本協會より時々本協會の代表者を派出して政府の保証を得ざる諸場にして本協會に加入し

第二十一、凡を本協會に = 場所の委員に注告するとあるべし但し此外決して其場 内部の魔務に干渉するとなかるへし 」以上を本協會に納附 し又は此承諾に條件を附し又は代表者の意見を其 本協會は前條代表者 加入したる諸場所は の報告に據り入會の承諾を 其代表者各一人を出し 毎 年 _

で本協會の評議員たりしむべし本協會は代表者を以て

第二十二、 する各場所には本協會より定時刊行の 關を利用も得るものとす凡へて前條所定の金額を納附 の権を有し、 の管理者及名 員は本協會の慈惠貯金委員に選 つ其通信又は照會の爲めに本協會の機 付する者は凡へて會務の議に參與する 一役員にして一ケ年一「ギニャ」以上の金 化加入 L なる各場所の管理者 さるくとを得又是等 威化保護雑誌を 乃有給役

會則變更

送附すべし

第二十三、本會々則を追加 先づ執行委員の特別會議を經たる後評議員の年會に於 て確定するものとす し又は改修せんとするとき I

餘種あ 場所にして此中央協會に加入せしもの凡へて六百有 **神者附けて申す犯罪の防遏及以感化を目的とせる**

| 検歌法一名 沈 歌 合 同 法 と得する所の監獄の規律 らす に實行と得らる テッド 1 英人 > V ステム) > へきゅ ヘンリー トハア 野生沙譯 のにあ 、メイヒウ

に就て其性質及び結果の簡短なる説明を爲すへし夫れ囚

祖、東の都 て採用 法を用 交通を るときは囚人の區分を きは此規律を呼て緘默法と云ふを然り而して該法を用ゆ フラフ」に依て同囚 言に曰く監獄の過半に於て行はるゝ所の無制限なる談話 交通を禁止する所の方法に依頼せら有名なる ある 法は深 L の區分は今日 せられた 合 ゆるときに比すれ 看守吏の直接なる監視の下に役業に就かしむると 禁止し而して各囚をして言語は勿 ては囚人間の悪弊を洗滌せん るよ に依り り其他該規律を實施し難き場合わり に至るまで數多の監獄に於て其規律とし 0 と思想を交通することを罰 要するあと夫の交通 都°の3得 17 8 るは之れ が爲めに囚人の談話 を破すると 論、様子及以 るな なる E 許す所の方 一監獄官の へき義 C し監

囚人の協義を保存するを得たり故に該法、行ばれてより 此規律を實行す是の故に余は施行其當を得は此法に依 り而して該獄に於ては既に十八年間確乎たる威嚴を以て 悲みし者の心に満足を威せしめたるのみならす質に能く り。此改革は舊來の不完全なる規則に注目して其弊害を 切殿禁する旨達せられしか此時よりして該法は一も公然 語、様子、及び「フラフ」に依て思想を交通することを一 さると得す今質例を舉けて之を示さんに「コ る所なきなりと るなり」との監獄に関する普通の誹謗を免かる「稍々善良なる囚人は縁中に在りて却て罪惡の たる攻撃を受くることなくして該縁の規律として綴さた にして其餘は囚人中より撲抵して看守の事務を命したる であることを禁止せんには必ず。莫大に役員の敷設に日く囚人の言語、暗號又は機子に依て其思 りと雌 の多く B 7 夫の強 二百七十二人の役員、此内五十四人は鼠の盾ギルズ」縁に於ては六百八十二人の囚人を看守する も該法にも亦多くの勢力ある脱説あり て良法を押 んて之を實にせんと希望したり しと公言するる於て毫る猶豫す 「此內五十四人は真の看守吏 N 上達を得 へに至 , なる * T

2 四名の 0 人比 傳配に於て述て日 言

3 るお

0

を改革

3

ては方

0

八人

のの弊

曲

0

百三十四年十二月二十 して該監督 に於 九日なりとす いて初

め

て此

Ł

用

せし

H

+

者に係る)を使用せ

即ち囚人の二十五人に就ら役員

人の

17

8

せられた 今に至り 云はずや無罰は我 0 る數六千七百九十四の多さにて甚た增加し近來は一年間に 々が此法を採用 0) をすっ 加。 した 0 談話等の りし初め ス ラ 為め より 2 に割った方 Æ さるを以て長延なる時は関けるあどあり日と

0

樣以看守

花の

M,

る数は即ち左の如し 一年間に龍動の三壁線に於て械法の為めに割せられ n

" × 一年間囚人好人數 五、五二四 三、二八五 一年間懲罰の數 四、八四八

交通し能ふっ に立たし 人中より ら、抑、コ 手 【ひ何日に放発せらるくやを問ふ而して其答へに於て = 12 頭を轉回する等其處置實に極まりなしと 」に於て二本或は三本の手指を置 月 0 に彫刻したる多く を告けんが為め各自が從事する所の「ト し否な實に交通せり せられて看守の事務を爲す者二人とを共倒 各「トリードミル」に於て看守吏一名と囚 でに在りて働 九、七五〇 に依て思想 2 所の囚人は猶は互ひ 彼輩は互ひ 内地監獄視察官の第二 密なる 所の 一二を指示す其 か又は「ト 一三、人 に其刑期を 8 "

又吾人は崇敬すべ 2+ > グスミル氏の「監獄及ひ囚徒」物

或は同囚と るより終には看守吏の目を盗むへき駆計を發見せんとし に然る 数の弁論 其效力を失ふまた運動の時間に於ても終話交通は殆んを法は看視の甚精密なるよも拘はらす喫飯時間に於て屢々、故に出場合に於ても緘默法は死法なりを云ふへし且つ該飲に此場合に於ても緘默法は死法なりを云ふへし且つ該 無制限の姿勢を爲せり何にとなれは囚人の密接及以其事 0 も喜悦のそさにして彼輩 且及各四とも日々教堂に出會せり の暮ら等は彼輩の終話を容易ならしむるものなればな 的結すへし故を以て自然に其自から爲したりし所行 合同して其間に都ての交通を禁止するの適る、好手段と為すに至るなり養し社交 より一の利益を得すして却て之を以 土に在るに ある攻撃 ふもの 隠密なる交通を含すへき便法を企圖し ると記言して痛か 凌辱せられたる置位に在るおと等を あるかり盖し左の如き論あるは理常さ 目的たる談話交通を防止し得れ 「禁するに於ては囚人の心は必す のみならす は之を呼て 此時や囚人 て看守吏の 大なる弊害 2 なならするなりす の写め 其他法 熱思す 8 5

正の處爲にして決して十分に するは實に純粹なる虚偽と群ふべし之人性の養動中に於て最も强力なる談話の 做し途け能はさるもの し之と再言す 望。 12 れは不

書

T

害

○定役囚を傳染病囚の看護とな すに付 ての疑問

附言本 なき斯道質務家諸士の参考ともなりなんか を面埋むるは余の好まさる所なりを離る亦た該會に を以て本稿を寄售欄に掲けり全様の事を以て貴 費會に投したるに幾何もなく該難誌は其第四卷第六號 すの都 稿は曾 合により掲載を飲く依で聊か原稿に修正を加 て監獄雑誌へ寄送せしものなるも該會 南 海 の紙

(記者申す此附言は投資後程經で寄せられた に係る) 3 4

三卷第八號 く倦て登々無聊に苦む時に學友某の訪わり倦怠無聊の意 より學識もなく經見もなし三伏の苦熱に 余は讚陽の濱に寓し隸事に狂奔する南海小 可否を問ふ其紀事正確 11 ら露如たり。 學友小僧に示すに警察監獄學會 する看護の記事を 然るに學友某は 僧なり ひ屋上蒸か 以てしえれ 雜誌第 僧固 するの謂

けしめさるべか

らす看病は則ち尋常普通の疾病を看護

看護に強制する時は看病囚其者

ば危害の其身に及ふべきもの

而して定役には定役囚を強

べきものなれ

定役ある囚人を強制するは法の異理に戻り異正なる役業 して去る小僧は記者に大零養成するのみならず曾て貴命 も亦た諸士説明の結果に就ては貴酬する處ある のみならず尋常普通の病者の看識と唯 不可なりを論せられ當時小僧も聊か成 余か疑 は第三十號に於て囚人を强制的傳染病看護者となすは 幸に先達の士よ小僧が為めに説明の勢を吞 囚人の看護をなさしむべしとは法理 8 目的を阻害し 僧を反對にして大ひに議論を遊する て使用するものし身分如何にあ する概畧 記者と意見を異にする點は以上述 献則面より之を考ふるる 3 せらしむるものと 考として 業の したるとわりし著 べたる外看護者 も小僧は囚人をし を化して不幸の 管に傳染病の 12 よりは寧ろ より見るも の威あ 今小僧が して定役 能はす 小 3 楼

(五二)

を以て監外人を備入る 馬の死と同一なり云々 せしむるは不 h には死後吊慰の如き遺族扶助の如き特別 のみ若し傳染病を 可なり とも事ろ該 8 トを穩當なりと論述 絶對的に し之に威染して死亡するもの 囚人をして傳染病を には小使の名義 せり 法なし に大

P 之れを科すべきの理由わりや如何 監人動作時限表欄外 なく唯施行 定役囚を病者 細則第三條第十 の看護 に明記ある た 3. L 一項同第五 U のみ他 べらは監獄則に正 十二條 12 作業 きし 並 に在 7

3 不可なりとせざるや る獄則別 ものなれ し此の説を可とせ に正條なさを以て絕對的 看護は ば尋常普通の 監獄の作業として定役囚 病者以勿論傳染病 に強制する と使役す の看護 8 • 8

(丙) して傳染病 使役するい 4 の情狀あれ は特別なる物品を給與 や將た之れ するは法の精 0 ば特典滅等又は金賞す 力 き危害の 為め死亡せしものわらば其取 時にお 業として病囚 II 0 し或はエ 傳染病患 5 最も其身に 病囚に對 すらする 者 0 を増給 0) 看護 P る看護 看護
よ定役囚を ら特別所遇法あ し或は特別 夫に對し 0 **级如何** 0 ~

2通信となすや量を最もなる。 一番をおりなるものし此の説を可とせば之れが看護者は如何なるもの

○控訴上告の取消を爲したる者

控訴上 にして未た一定せす 諸君に質さん 其筋の指令訓令 第す 告 2 0 4 M 消 0 なる をなし 等を参照 P 依て玆に學理上より之を論究し たるときは、 就きては世間各々其の見 して其の何れ 大阪 其洋刑 1) 以何 可 なるやを * H

以上は決して之に對し上訴裁判所は開屆けさるの指令を 下すこと能はさればなり此の理にして判明すると る法律上、 ても より 差出の可なるに如かさ には順瞥として はさるを得す にても之を収下るとを得る旨を規定せら 知らさるなり何となれば順意の性質を含有するものと るなり是れ果して允當のとなるや散士は未だ其可なる を除くの外上訴をなした なり然るに今日は刑事 も上訴取消 取 亦從て舊慣 否する 願とし 30 願 差出す を守り之に對し して然らは上訴者は之を取消さんとす に開居を興 取消し得るの権 て差出す るへし然るに現今尚舊來の習慣 へきものに て上訴裁判所に る者は其の判决 訟法第二百 ~ を以て上訴管轄裁判所に於 sn に東 しは治罪法施行 利を附 16 して取 の趣問屈 四十 ある 六條を以て るものと云 るまで何時 心一言記載 きなれど れた とし 當時 8 12 3 7

一なり の日 より刑期 り上訴収下を爲したる時は上訴管轄裁判所に於て其の 刑期を起算す 止せしに非ずして純然品 るまでは尚數日 判所は 上訴取消 を受理 より撿事 て刑期に質 執行指揮 上告の を以て前判官 なり又道理上 広する從 より 聞く既に此 しと誠に一理 故に假合取消するも に上訴取下を爲す 散士と意見を仝ムす 战上 を起算し確 上訴聞期內 したる日より刑期を起算すべしと而して之れ たるとき云々とわ 起算する 地にらか 前の 訴期間内と るを以 を上訴管 延し確 より之を考ふるも論者の如 の指 訓は取消された の事に就ては最 50 方控訴院より大審院 定期間後に取消をなした に取消をなした t より刑 りと唯 揮あ 10 るや疑び 轄裁判所に於 初より上訴を爲さ 穏當とす 8 るも 利益あ 4 外と るお にさが 其の論旨を 期を起算す なし のなり 期間内に上訴をなすあと 3 化明治廿五年中司 一考せよ前に聚 るを以て從て上訴濫 為め 8 曲 に日く刑事被告人 て受 日拘置歐 區別を設け して然らば自然其 依是觀之司法省 8 II るに近來某地 へは日 前判宣 した 4 3 のとせば彼 8 0 に拘留せら 期間内の取 書送致に至 3 者は受理 学けたる 告の に取 8

設け は多足 刑期に第入せらるくと唯 に反して い點に付き之を 告人 りと ~ るときはあ の意あるを発れさるなか 服罪するときは其の刑の禁 人は决して之を取消す 取扱以居 n は四 前判宣告より 8 に上訴をなさしめ其の にして なり に其の控訴成立 なることは刑事 るを以 うく H 飲に其の上訴 此の動 刑期を んに整訴は控訴由 は之を取消する 8 其の の必 するを以て他 起筭すべきものに非るなり次に 差出はいる可ら の出るを俟て初めて上告成立 一旦其の判决に對して不服を 要なけ 法二百七十三條及二百七 未だ成立すると云ふ能はず 出すとさい 趣さを して正常なる 利を主張せらめんが為に H ればなり 際に於 日之を取消さんと にせるを以て其起 人の上訴は既に不 ざる上 其の上 常にわりざれ のみ 然るに上 か又は最初よ ~ 是に於て 出る のなり も此の のを論結 告は成立 を差出す 氏の 告は 4 * Z

とる散士は其の上告明間内(三日 ると云ムに至ては從て上告濫起の弊起 其の理由に曰く上告成立 差出したる時は初より上告せさり 行しつくあるを以て之に對しては取消をして差出す 異正の上告成立せしものと云ふを得ず は上訴管轄裁判所に於て其取消費を受理 へきものなり何となれは趣意書を差出 るときは必す取消書を差出さいるを得す 起算點を論せんに上告申立書及趣意書を差出した 執行をなする一旦之か申立となしたる以上は確 を駁するの必要なし依て散士は田代氏の説を根據 したるもの せさるを以て 起算すへきものなり然るに のに非すして其の質は上訴抛棄の書面を差出すを以て たるものは を起算すれ必も上告趣意書を差出さくる前に取消をな りと思考す依て如此場合に於ては抛棄の日より刑期 質に一理なきにわらすと雖る初より上告申立書を (会期間(五日) 尚刑の執行を停止せるを 為め執行を受けるる日數 は尚第二審判決の 其の書類を差出したる日より刑期を起算す 趣意省を差出さくる前に抛棄の背面を差 したるものなるを以て之を取消さ 定期間(三日)を せさる 或る論者は曰く未た上告成 H より刑期を起算すべ るや明瞭なり然れ をも刑期 さくるものは未た 8 經過せは直に刑 したる日より 從て如此 成立の城 楽の面音を 一なりと に算入す とし に進 -84 て

異なれ 美點誠に明瞭なり然るに散士の 問前に控訴を取消し 二審判決より刑期を起算すべきなり是れ 直に其の申立書を却下すべきを以てなり其 一、上告成立し居らざるとと第二刑の執行を停止す すべきものなるも未だ 有し且の其 期を起算するを以て至 より控訴上告取情者の刑期起算方の伺に對 の司法大臣の訓令と相紙 どわりどか右の如く にして れは兵庫縣假留置 乗と云ふ館はされ に至り居 る前抛棄したるものは論 り控訴は第 君以て如何ピ爲す らざりしてと此の二要素を合有 一の取消は尚其聞届の日 書は趣意書の出るを俟て大審院へ送 一の何に對する指合は聊 たる場合と相似たれ 期間内の抛棄は総 学理上より 一素を缺き控訴成立 者と し且つ學 其の理由は左の二要素を含 9 心上告に就 るなき為め控訴院より 論そるときは其 理に戻るもの てなれ とも其の質大 抛棄の日より し居るを以て の控訴確定期 の二要素と第 するを以て する内務司 判决より は判然先 期を起算 いく所に ~

Ö

立ちて らうと尋ねれは、ムマ かけずれ質は昨日是々にて手に入れしか直印は何うちや る出來たてのキャ 精。是は近頃不 給へ即金にて、ナニ即金をかスト負けて造る 3 カノくと四邊を 何る申る心私一割 化今朝 へてと云へば 朝方仕立屋よりは 照らすぞ高聲に笑い 打ちましょふ マより ~ 持てきた

せりの れて來よ。本人は此程の暑氣に負けて昨日今 最中、此機御推察下されまして此勘六めに。 く處へ勒六進みゆきて一條を委制に陳れ 降はなられの既でもなりませれか。上け足を取るなど モシ へ入りしか原 か願ひで御座りまする。何なや、コレ て出て來りて金受取は本人に限る 能りならねと睨まれたを 消して飛び出 は暫くまてと奥 一靴の外昇 は療治の かぬ男だ 一人を連

裸をれぬぎなされ帯を アレ母様、三十個のた金わエ。ラ、ほんに然であ と買ふてきましょ。此子をしたてとがか鳥目もない 親子か久々での美ひ顔、浮世は更角鏡の事なり。 母様モウ 勘六殿の歸をしやる刻限、戻られしなら氷水な 勘六さん 御苦労でおざんしたナ りましょ。 つたと のな。

仲なほ

2

1

P

主

٨

中(携ふて下さるな)

母子には泣いて口説かれ勘六を九分せで成りたる身質の相談、 は恨めしく其上金受取の代人是も ったなりて怒りたき所を深切らしう言ふたが今となりて 四の皮の 此上 役所迄目玉を喰ひに行くことか。 剣けんまで謝罪りて亭主は宥め還せし あるきたる辛勞間にも尺にも合ふあとならす。 いて口説かれ樹六板挟みの苦痛、 遽に破れて亭主の立 否といふては 昨今自 跋 カ 身体 か 合は

山をなすに暑さは一層ムラく りの挨拶に角か立 を背めんまと定なりどうも受付は怖いっ ら足らい に下役人は心威張ると頭から郡せと其れは無理 ありの 3 一度此椅子になはれは地藏顔忽ち閻魔となり で足りたくるなき用事は有り除つて卓の上に 衣食足りて禮節與るとか其足りたき物は 20 かかい 人程叮嚀ぢゃ と辛氣くさく、 と寝めかる .9 t 3 7 " 9

な其背廣注文しては安うない が掛け今出頭したるばかりにて上衣の鉛 今日は閉なれ と言 殿きつい堀出しをなされ I 好い V がと心に祈りなか けしは小使の取 をはづし 扇遺ひ 6

(九二)

何の沙汰 300 何様なる物と問 りて 翌朝老母は此車にて役所に指で寅吉に扶けられ 角に寅吉と云ふ車 く車に乗りんは心に任 和 3 T いか は受けられぬ今日 ゆきた 1 12 中 受付に至り 親膝を進め で主れば証 * せは控所に待つへして、 * して居りますると當座の間は にと言 した なく寅吉は立 過ぎけん すべき自身行く 3 23 8 つれ への恨みを洩らすに由しなし。 8 いく承引きたれば ばれ前 夫あ 仰世 0 書を持ち來 と思ひし頃 ックレ と氣を強くし言葉を早くして辛く合 と其後は能くも の使い たり居たり催促してい に從い病苦を忍ひ 1 が松巌の 日云へらんには今 分は厭はねど足腰弱 申さぬ事か 賃は其金賞ふての上 は空事 何らにも成り りしやと云ふ。 既に二時許りを 高く ば是に聊 母なる になっ 答 呼はる 合せたれ へす辨當の布呂敷 て参り 難き たと始終 か心を安めぬ 1 H 1 R 0 在籍地町村 のて歩み難 証明書とは に心勇みて かれたり又 を此長屋の D 無駄はな たる由温 一と譯を語 たれど 0

か富は り上けて無遠慮 人母の歸りを待兼以る折 0 ナ 1 慾兵衛あ 金の か 4 辨は何

> 干 20 ・母機好う戻つて下さんした。 少地 知らぬ此方にあられてるか袋殿の前をかねてツ と此方の顔を見るときは矢竹心の張りも弛む其れ程の事 かく 25 S へて口に任せて言い遁るし折柄に、 ると悟りし放留守を狙ふて來りしでやど云はる、忌々 す 3 など嘲笑ふてを歸り 成程金は借りた其の金にも言ひ分われ 手強く言ふどきは手當り次第持てゆて強然と胸を のちゃか H の晩 先の此布 り込むれは。いない A 返しせしよト 5 風など 4 10 5 コレ 7 挙げてゆとと云人答なれ 1 トと此家と Y 1 然兵衛殿大体にし か富何しやる。 D n と物の僅 往ば 2 で下さ 日の晩 ンシャン 百爾の 力

せんと其思案 なき椅子とやら もは意々それに極 あのやう はと勢ふて くと申し入るれは此方へ 立てい 監門に着きの に残くは言ひしか明 先の役所に うか せりたる外と類 間にと食る 以間に夜 とやらん是は何と云より 100 事よとて 日若七事 8 書を懐に正午 5 ねに粗累なく 0 、腰掛け * 寅吉車 間違 O える物体がれ t 本 物と無で 路次口 は何と 今日と 7

と詮なく 金受収る て出て たるをブ 2 かして て ると思い 12 抵草似れし此老婆の影、 携ふて 0 3 なりて きや面色土色になりて唇は紫色に變じ 震はして歩む足元定まりす是は只事な の入 下さるな。 只管家 ることかを寅吉支閣 H れ富 0 湿小 帶 夷子の 17 N ことを関むれ 様なる顔貌し D

柔

産事業に関する観察な 観察なもなしたり今氏に就で監獄に對する激見のせる如く頃日暑中休暇を利して各地方の監獄を連煮見 氏は大日本監獄協會特別會員にして夙に

は法律上無罪者さ その別果する事なるに容易に行はれざるが加き、何そや拘罪艦の戦災忽にすべからず、其監職(者を推定すべきものなるに豊房の構造其他の の學校たらしむる 0

友田音松氏に今回更らに関する。

和は新潟鐵監署の方へ向け吹き飛る新潟監獄は囚人解放の侵害なりき 湯にては火勢猛烈なな 駅の不在なるため籠H (明治廿六年八月

勝所監獄署内の紛離 一層最重さなりしにぞ四人等順ふる動は北部部隊を申出でたりさか又看守い鉄動するもの多く現今の鉄動者三十七球動するもの多く現今の鉄動者三十七年の服務規程を設けしか其規程は順調等の紛紜(看守長の維禁職) 臭獣 あため其着守に従事せしもの二名類りに内部の改革を含し居りして、被資経下の同量數署は最に表

地の

(-3)

女二人なりさ は減食處分男?

2 4 投の カの

治廿六年八月五 新聞

> * 河麓に命じて旅館よりは凡そ一里を隔井上内務大臣の一行去る三十一日

は今度六十季を増して資養さする答なり になりさ云ふ又常期より同者にて外國輸出の花莚製造機械に従前四十八種充分ならさるべして一時氣違いされし由なれざ意外に生長よく相に散獄署植立の簡 佐賀監獄署にて植立て居れる藺は早魃の爲例年の見込なし云々 (明治廿六年七月廿二日北海道新聞)

昨年十一月に至て捕渡久しく其所在知れず電品及貨物を強奪する 0 の出役の出役の 石の切 けるに突然背後より数名の人此處に潜び來れり、出席り出しに服役なし居ける長 の張折

「明年度の監査と「電話」という。 「明年度の監査と「では、「明年度のという。」という。 「明年度の監査と「では、「明年度のという。」という。 「明年度の監査と「では、「明年度のという。」という。 「明年度の監査と「では、「明年度のという。」という。 「明年度の監査と「では、「明年度のという。」という。 「明年度のという。」という。 「明年度のという。 「明年度のという。」という。 「明年度のという。 「明年度のとい

(EE)

監獄署に於て 昨日 0

0

藤家田 月俸金十 藤老守 遊 谷 奥一郎 佐 藤 周三郎 2

の献中にも 極めて修覧 を動産せる一 (明治廿六年八月 新る事あるかみ経? 以入苦役の期前5で は頃日耳曼聯邦の るとなか を訴 3 つるや直 = くのち

(ME)

潤 喆 清 Ti JII 1 7

岩 東北新聞)

●監獄の関煙 切之下 単監獄の関煙 徳島監理 の定職市内に六勢終署を増 の関連 徳島監理 の関連 徳島監理 の関連 徳島監理 を増加に大部監獄 不 (以上月俸金八回) 不 (以上月俸金八回) には前下來年度經費像原本 取調申なるては月下來年度經費像原本取調申なる。 ては月下來年度經費像原本 取調申なる。 相なるが、 J. J. H

依りて 外任输命 は馬監獄署の東員は従来事務室に於て時間を限り襲機せし 度一切之下廢止し食堂に於て喫煙せしむる事さなれり 度一切之下廢止し食堂に於て喫煙せしむる事さなれり 度一切之下廢止し食堂に於て喫煙せしむる事さなれり 任命日か押 ni

氏にして幼少より 近來増加し現に · 實父母 常監獄 を下に幼 す幼年 る年者 三十三名其身元に付て調査すれば概の平して钨盗及詐欺取財犯を以て入陸する者 (明治廿六年八月九日高知日報)

●米の入札 近年常山監獄署にて来の入札を為す毎に常市南新町渡邊穴張 の計べ出入し全く知らのないまするも入札制新に近海の最近となる大戦の本語を知らのないと知る。 「何う孟ふ深い六戦に入札毎に一日二十銭の極めにて日傭を履ひ之を来り落し、大戦の本語を知らのでも無き様子なり又近頃流武署の火のは大政を収め掛け、一大戦に入札のには、「明治廿六年八月八日宮山日報」の監獄東の援閉。 宮崎縣延岡の監獄東藤田某前路を収受したりこの原間を観び之を来の計場され、一宮崎縣延岡の監獄東藤田某前路を収受したりこの原間を観びるを来の、「明治廿六年八月八日宮山日報」の監獄東の援閉。 宮崎縣延岡の監獄東藤田某前路を収受したりこの原間の世間を置いた。「明治廿六年八月八日宮山日報」の東渡河後氏事質取測のため同地に出張したりこと。

世界の自己の機関には、 の関係には囚徒の健則に從ざるをあれば戦変に容数なく残忍なる意間を施すなかり、 を対して、 の関係には囚徒の健則に從ざるをあれば戦変に容数なく残忍なる意間を施すなかり、 を対して、 の関係と関係を表して、 の関係に関係を表して、 の関係と関係を表して、 の関係を表して、 の関係と関係を表して、 の関係と関係を表して、 の関係を表して、 の関係を、 の関係を表して、 の関係を、 のので、 のので、

の常味憂世慨時の情の代議政治を無造作 へで甘ん

●棒戸在監者の近日 土が近 上が逆境に處し 0 I D' るの常時での代議 **峰月集治艦に在の情に建設した** の情に建設した

働む氏 世地間の 146

何に對し本月

離で肺患あるを以て暑

意懐に出てた

3

したるは安田順吉自己の責任な計算事務規程に使りて明なりさたるは単に現金を保管するの一納及保管を宿道員に命すべきの納及保管を宿道員に命すべきの 関第八の責任 ナのかさ

計論査院長の加してあるのが、

2 子暦 渡 邊 昇のさす。

すりカ 101

る必要あるか以て之か國家事業の一に舅し國際より之れが經費な支舞せんさより國家社會と關係を有するのみならず性質上統一平等な要せざるべからざし以て社會に於ける罪惡の根源を願たんさ庶幾するに在り而して此事たる固

は豊默別の吹正さ同時に此種の規定をも吹正せざる・「重製的に供り刑法の許さ・る拘禁法を實行するの場合は単に他の特別法に譲るさ記定し而して其の原則を刑法改正論是なり其主要たる現行刑法は刑の執行井 らやせ人

以上の三 元にある

本さいよ可しなの年齢 事子の犯罪に改いても老した 男子の犯罪に改いても老した 男子の犯罪に改いても老した 事さいよ可しな人に至くなか 主義に悪意を登せしめ類な別である。 主義権に魅むを登せしめ類な別である。 主義権を関するのに多からざるを担め のみに止まるにあらず着く本軽下 のみに止まるにあらず着く本軽下 ではで、ますしな異なの状態に表すれても整備及新聞 をで、するを対した。 では、まる上ので、まない、までは、 では、まる上ので、まないで、 では、まる上ので、 では、まる上ので、 では、まるした。 では、また。 では、まるした。 では、また。 では、また。 では、なる、 では、なる。 では、なな。 では、なる。 では、なる。 では、なる。 では、なる。 では、なななななななななななななな。 明治は日下司法省中の有力者間に於ける重要樹腹なれるとなんが定めた。 「明治は八年大月十四月日本) 「明治は八年大月十四月日本) 「明治は八年大月十四月日本) 「明治は八年大月十四月日本) 「明治は八年大月十四月日本) 「明治は八年大月十四月日本) 「明治は八年大月十四月日本) 一年大日本のに多いらざるを得さる理なり並に関して、前して主の原因に知行されるに独計上男子の服用者が多くして正反對を含せり止の事であれるが回答を含せしめ罪を担任を含すまの世故に深い生計上限苦の極悪に致けるを登せしめ罪を担任を含すまの世故に深い生計上限苦か帰むるの提展に対しるを登せしめ罪を担任を含すまの世故に深い生計上限苦か帰むるの提展に対しる。 「一年大日本のに多いらざるを得さる理なり並に関しても実施以下に在るに無より、一年大日本のに多いらざるを得さる理なり違に関しても実施以上のものに多いらざるを得さる理なりに対しても実施のに多いらざるを得さる理なりに対しても実施のに多いらざるを得さる理なりは関しても実施を発したるとの表別で、前しても実施ので発しても変に関しても実施を発した。 「一年大日本のに多いらざるを得さる理なり、前に関するに対して、表別の事では、一年大日本のは、

大きなの場合には、対して、 の身体は気が動きて会変関系を関うされるに対して、 を関うしたないりして、 を関いたと、 を関いたので、 の身体は気が動きで、 を関いたので、 を関いたので、 の身体は気が動きで、 を関いたので、 の身体は気が動きで、 を関いたので、 を関いたので、 の身体は気が動きで、 を関いたので、 を関いたので、 を関いたので、 の身体は気が動きで、 を関いたので、 を関いて、 を関いたので、 を関いたので、 を関いたので、 を関いて、 を関いで、 を関い

げしたるは此程の声はながなりな好なより追れば薄輪の身には神経の変態なりままり追れば薄輪の身には神経の変態なりままり追れば薄輪の身には神経の変態などの変態などの変態を表現れば、

本のあるが動めなり、力変子の整膜に横行するに、直身のは、 をすること能はざるな知何がせん。既に別色あり既に別律の関ふ所謂別別の日本がなきな見て始めて近れが別の教行な男子と云ふと雖も、所謂別別の日本の主な、依て條件附近別別を行んとするが如きは、数し、要素機に味なるもの、自なり、最も選挙権悟の認めりとするが如き、かな「保全財産を犯するもの、他によりて罪悪を犯するもの、最も選挙権悟の認められておいる。のあるが動めなり、力変子の整膜に横行するようによりて罪悪を犯するもの、此にあらざるなり、是を以て特に未丁年者のによりて罪悪を犯するを関いている。 は、なるもの、社にあらざるなり、是な以て特に未丁年者のによりて罪悪を犯するの、比にあらざるなり、是を以て特に未丁年者のあるが動めなり、力変子の整膜に横行すと云ふと雖も、多くは天性の別やべいちず、全年動に依て遷巻棒悟の微効あるものを発するに、百分の終、からず、今年動に依て遷巻棒悟の微効あるものを発するに、百分のによりて罪悪を犯するの、比にあらざるなり、是を以て特に未丁年者のあるが動きを関するに、百分ののあるが動きなり、まずは、一般に別している。 に左の如し、今年 せの虚

四十六人五八 四十八人三 人七七 五十一人六九 四十三人二人一〇 五十六人七七

開る

る今日 も回のの に配布するとと (明治廿六年六月六日東の監獄會議に提出する諮問案は数十件ありて)の監獄會議に提出する諮問案は多り 十件ありて既に印刷海み諸田案は多くは内務省監

な課●

整議製の 追々増加の草鞋 |地方輸出物の法実験ふる多く又た其の慣びし百足よどなるが近来客じく改良な加へ品質壓例に且つ川監獄器にては先年來大に草轄の製造を試みられ川監獄器にては先年來大に草轄の製造を試みられ 如き、央軍を登より

りさ な格式にして利を ものにして今に ものにして今に があった。 ないのでして ないので ないので

し傷物薬

ルを要もる仕 はれば囚徒の はれば囚徒の

の奇觀を呈する傾向なきり、因徒は安穏に衣食しさるこ及旁役樂廟さの爲

めり T -(勤善懲悪の方法を完要するに今回の諮問 三日仙巌 体を完うせんさす るに あ

(XE)

(昨年春 国までは 整徴製のものな用るに他製のものよりは二十 15 は全く騒なる

〈明治廿六年五月四日新潟新聞〉

罪悪の

曲の・

今迄の厳務 九 0 9 M *. 2

はるいや、 んな者様するため 今回の會議 に如何なる 9 1

へあり然 ф 四 たつに尤へ

かり 別律の更正 11 全く 太年 誤聞にて 談問にて此頃に至り服務紀律の夏正に着手しず一月頃本経時候響内の官事服務紀律か改正した。 (明治什六年八月廿二日紀伊毎日新 30

(分) 金 壹 園 八 錢 金 青 園 系 拾 字二十二字語 一行金八銭●四號二二準ス 東京市總町運飯田町六丁目三番地 東京市總町運飯田町六丁目三番地 大 大 大 大 大 大 大 大 大	四(六箇月分) 金八拾五錢 金九拾四(六箇月分) 金五拾七錢 金六拾二	前	上の螺係●判論事務用試験●光桥寺三郎氏●明治法律學校和佛法律學校問選犯●外人不動産所有に關する上告の判決●蘇放意業者さ招客さの法律●法典調査今奈何●日本銀貨を洋貨さ為す決議●電電光利●星緋護士さ倉	《白土常山》 ●姜の往律上の資格(石一生)●送羽南學人安達書配生赴任伊國序學人處) ●姜の往律上の資格(石一生)●送羽南學人安達書配生赴任伊國序學人處) ●姜の佐律上の資格(石一生)●送羽南學人安達書配生赴任伊國序學人義) #	● 女二十九隻問題 (分學士乙頁一度生) ● 女二十九隻問題 (分學士乙頁一度生) ● 人事法論(安達學士縣質論文)(水前)(櫻井長藏)●法醫學,特色(相馬擾為,本語論(安達學士縣質論文)(水前)(櫻井長藏)●法醫學,特色(相馬擾為)由井最美。	契約解除ノ件●白紙委代駅ノ効力ノ件●道失物隧覧卵ノ件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	は情然 作法科大學 跛 鼈 化法科大學 加 種 ・	本人因 注
) He	自己の精神に對する務天 ○譲 方	者と惰漢(挿画)	○勤 話 電過及品格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	〇成功之秘訣	○冬宵漫錄	個の	心立命其一	10.5
202	:	峰	板	峯	陽	塚	村脂	集 人 右

○通運便を以て送金せられ候節は必ず其持込賃御添へ被 て東京千住南組千住郵便局に振り込みの事 本會に送附する為替金は東京集治監官会石澤謹吾氏宛に

〇郵券を以て代用せかるへときは二割増たる事

〇會 の送附及ひ會計に關する往復文書は 東京集治監官会にて 庶務局長石澤謹吾宛

に關せさる往復文書は

廣告致も候事 六年六月 京市牛込區神樂町大日本監獄協會事務所宛 大日本監獄協會

⑥雜誌改題

誌と **石公告致候**車

明治共為時大日本監獄協會事務所

仝

告ス 三 井 久 陽五百古事左記ノ通り改名セリ辱知諸君ニ公

十一行以上 一 卅一行以上 年分(六朋) (五号清字二十五字精一行三付) 五 義五 題 二 五 錢五 里 四 錢五 里 金八十 金 金 t 24 + 四 = 经线线 遞 全 謝絶ス 告ハー切 但交換廣

印印發 行兼編 耐 所 者

東京市牛込區神樂町二丁目廿二番地東京市港區温州町廿八番地東京市港區温州町廿八番地東京市港區温州町廿八番地大日本監獄協會事務所以日本監獄協會事務所明治廿六年八月三十日發刊

各臨 書 店池

院

本誌寄書家 に拜告す

後るくことあるを免かれされは成るへく簡單なるものを 望す仙し紙敷限りあるを以て長文の御寄書は自然掲載方 都て之を掲け申度就ては積々玉稿を寄せられんことを切本誌寄書家の玉稿は其無名なると匿名なるとに拘はらす 寄せられたし

表價定

送 國 料 無

東池佐京